

免除・減免等対象者の認定

■ 障がい者控除対象者の認定制度について

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けていない65歳以上の方が「障がい者または特別障がい者に準ずる」として認定を受けることにより、所得税や市・県民税において「障がい者控除」の適用を受けることができます。

【対象者】

次のいずれかに該当される65歳以上の方が対象となります。

①介護保険の要介護・要支援認定者

②介護保険の要介護・要支援認定者ではないが前記①に準ずる方

※既に身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳等の交付を受けている場合は、手帳の呈示により控除を受けることができますので、この制度で認定を受ける必要はありません。

【手続きの方法】

印かんをご持参の上、市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）にて申請を行ってください。審査の結果、認定された場合は、障がい者控除対象者認定書を交付いたします。

※申請者全員が認定されるわけではありません。また、対象者が介護認定を受けていない場合等は、申請後に調査に伺うことがあります。

※障がい者控除の適用を受けるためには、確定申告（川島税務署等）、所得申告相談（市税務課等）または年末調整時に認定書を呈示することが必要です。また所得やほかの控除により、税額に影響が出ない場合があります。

■ 日本放送協会（NHK）放送受信料免除対象者の証明

NHK放送受信料の免除対象者の証明を行います。

障がいの種別	全額免除 〔障がい者を世帯構成員に有する場合〕	半額免除 〔障がい者の方が世帯主かつ 受信契約者の場合〕
身体障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	●視覚・聴覚障がい者 ●重度の身体障がい者
知的障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の知的障がい者
精神障がい者	世帯構成員全員が市町村民税非課税	重度の精神障がい者

【手続きの方法】

市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）の窓口で放送受信料免除申請書を備え付けていますので、必要事項を記入・押印の上、市役所にご提出ください。

※免除基準に該当しなくなった場合は、その旨を自らNHKに届け出ていただく必要があります。

■ 有料道路の障がい者割引適用自動車の登録

全国の有料道路事業者が実施する有料道路における障がい者割引の適用を受ける自動車の登録を行います。

なお、登録できる自動車は、障がい者の方お一人につき1台限りとなります。

【対象者等】

手帳の内容	対象者の範囲	割引料金額
第1種 身体障がい者	本人運転・介護者運転	通常料金の半額
第2種 身体障がい者	本人運転の場合のみ	
第1種 知的障がい者（療育手帳A判定）	介護者運転の場合のみ	

※第1種、第2種の別は、手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に記載されています。

※15歳未満の重度の身体障がい児について、その保護者が代わって身体障がい者手帳の交付を受けている場合は、身体障がい児ご本人が乗車されていない場合、割引の対象にはなりません。

【対象自動車の範囲】

以下の①及び②の双方の要件を満たす自動車が対象となります。

①車種要件

自動車検査証または軽自動車届出済証（以下、「自動車検査証等」といいます。）において、以下の事項を満たしていること。

○「自家用・事業用の別・適否」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用と記載されている場合、対象となりません。）のうち、

・「乗用自動車」…「用途」欄に「乗用」と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。

・「貨物自動車」…「用途」欄に「貨物」と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないものまたは乗車設備と荷台が仕切られているもので、最大積載量が500kg以下のもの。

・「特殊用途自動車」…「用途」欄に「特殊」と記載されているものうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障がい者輸送車またはキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。

・「二輪自動車」…総排気量が125ccを超えるもの

②所有者要件（自動車検査証等の「所有者の氏名または名称」欄に記載されている事項。）

○所有者の氏名（個人名義のものに限ります。）が、

i) 本人運転の場合

・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

ii) 本人が同乗し、介護者が運転する場合

・本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等

・上記の方が自動車を所有していないときは、本人を継続して日常的に介護している方

【対象とならない自動車】

次の自動車は対象になりません。

・割賦購入または長期リースにより自動車を利用している場合以外であって、自動車検査証等の「所有者の氏名または名称」欄または「使用者の氏名または名称」欄に法人名が記載さ

れているもの。(法人名義の自動車を個人的に利用している場合も割引の対象になりません。
また、福祉施設等が所有する自動車も割引の対象になりません。)

- ・自動車検査証等の「自家用・事業用の別／適否」欄に「事業用」と記載されているもの。
- ・貨物自動車のうち、後部座席側面の窓がないもの及び目隠しされているもの。
- ・外見上営業のために使用していることが明らかであるもの。
- ・レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等。

【手続きの方法】

必要書類をご持参の上、市福祉総務課（鴨島庁舎本館2階）または各支所（川島・山川・美郷庁舎）で申請をしてください。登録自動車番号・割引有効期限等を障がい者手帳に記載いたします。

また、ETC 割引の登録をする場合は、『ETC 利用対象者証明書』を発行しますので、同時にお渡しする封筒に入れ、「有料道路 ETC 割引登録係」宛に送付してください。後日、ETC 割引が利用可能となる日が書面にて通知されます。

項目	必要書類等
ETC を利用しない場合	①身体障がい者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ）
ETC を利用する場合	①身体障がい者手帳または療育手帳 ②自動車検査証または軽自動車届出済証 ③運転免許証（障がい者ご本人が運転される場合のみ） ④ETC カード（障がい者ご本人名義のものに限ります。ただし、未成年者で介護者運転のみ割引対象となる場合は、親権者または後見人名義のものも対象になります。） ⑤ETC 車載器の管理番号が確認できるもの（ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等）

【利用方法】

有料道路を通行する際には、必ず登録自動車を記載した障がい者手帳を携帯し、料金支払い時に係員に提示してください。

ETC 割引登録をした場合は、登録したカードを、あわせて登録した車載器に挿入して ETC レーンを通行してください。なお、ETC をご利用される場合も、障がい者手帳は必ず携帯してください。

登録した自動車と異なる自動車を使用していた場合や、有効期間が切れている場合等、割引の要件を満たしていない場合は、割引を受けることができません。